

放課後児童対策のあり方に関する基本方針

令和8年3月

本庄市

目次

第1章 基本方針の策定にあたって	1
1. 基本方針策定の趣旨	1
2. 国の動向	2
(1) 新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月策定）	2
(2) こども未来戦略（令和5年12月閣議決定）	2
(3) こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月閣議決定）	2
(4) 放課後児童対策パッケージ2025（令和6年12月策定）	2
第2章 基本方針の概要	3
1. 基本方針策定の目的	3
(1) 小学校区ごとの特性を踏まえた放課後児童クラブの展開	3
(2) 公立学童保育室の統合・移設に向けた方針と基本構想の策定	3
(3) 総合的な放課後児童対策の推進	3
2. 基本方針の位置づけ	3
第3章 本庄市の放課後児童対策の実施状況	4
1. 放課後児童クラブ	4
(1) 実施状況	4
(2) 設備運営基準	4
(3) 児童数と登録児童数の推移	5
(4) 小学校区ごとの利用状況（本庄地区）	6
(5) 小学校区ごとの利用状況（児玉地区）	7
2. 放課後子供教室	8
(1) 事業の概要	8
(2) 実施状況	8
第4章 本庄市の放課後児童対策の現状と課題	9
1. 放課後児童クラブ	9
(1) 待機児童の現状	9
(2) 民間連携による柔軟な学童保育運営	9
2. 公立学童保育室の統合・移設	10
(1) 公立学童保育室の統合・移設	10
(2) 新設の公立学童保育室の適正な運営	10
(3) こどもの意見を取り入れる手法の検討	10

(4) 受益者負担の適正性の検証	10
3. 総合的な放課後児童対策	11
(1) 放課後子供教室	11
第5章 基本方針	12
基本方針1 持続可能な放課後児童クラブの推進	12
(1) 待機児童対策の推進	12
(2) 量的拡充の推進	12
(3) 時期的な利用ニーズへの対応	12
基本方針2 地域に根差した公立学童保育室の整備	13
(1) 安全・安心な学童保育室	13
(2) 人材確保と適正な運営の維持	13
(3) こどもの意見の聴取	13
(4) 受益者負担の適正性の検証	13
基本方針3 総合的な放課後児童対策の推進	14
(1) 「校内交流型」による整備の検討	14
第6章 本基本方針の推進に向けて	15
1. 本基本方針の円滑な実施	15

第1章 基本方針の策定にあたって

1. 基本方針策定の趣旨

将来を担う人材であるこどもの生きる力を育成する観点から、すべてのこどもが放課後に安全・安心な居場所で多様な体験や活動を通じて充実した時間を過ごせる環境を確保することが重要です。そのためには、様々な課題に対して計画的に取り組む必要があります。

また、共働き家庭やひとり親家庭において、こどもが小学校入学と同時に朝や放課後の居場所が不足し、こどもの生活リズムと親の働き方の両立が困難となる「小1の壁」が課題となっており、安心してこどもを預けられる放課後環境の整備が強く求められています。

加えて、共働き家庭の増加やこどもを取り巻く環境の変化により、放課後におけるこどもの健全な育成を目的とした放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）の利用ニーズが高まっています。このような状況に柔軟に対応し、適切に地域の利用ニーズを満たすとともに、持続可能な運営体制を構築するためには、放課後児童クラブを着実に実施することが不可欠です。

さらに、本市では、小学校の統合を含む公共施設の再配置が計画されていることから、当該計画との整合性を保ちながら、今後の放課後児童クラブの展開を見据えた対応が求められており、その中において、地域における多様な体験活動の機会の提供により、こどもたちの社会性・自主性・創造性といった豊かな人間性を育むことを目的とする放課後子供教室について、放課後児童クラブとの役割を明確にし、相互に連携しながら推進するなど、総合的な放課後児童対策に取り組むことが求められています。

本庄市こども計画に掲げる「こどもまんなか」のまちの実現に向け、こどもの成長を支える放課後児童対策を行政機関や教育機関、地域、家庭が一体となって推進するための方向性を示す「放課後児童対策のあり方に関する基本方針」を策定しました。

2. 国の動向

(1) 新・放課後子ども総合プラン（平成 30 年 9 月策定）

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成 26 年 7 月に計画期間を 5 年とする「放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携、一体的な運営が進められてきました。

その後、「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため、放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況等を踏まえ、平成 30 年 9 月に、引き続きすべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するための目標を設定した新たなプランが策定されました。

(2) こども未来戦略（令和 5 年 12 月閣議決定）

2024 年度からの 3 年間で集中的に実施する施策が「こども・子育て支援加速化プラン」として示され、新・放課後子ども総合プランに掲げられた放課後児童クラブの受け皿の拡大についても「加速化プラン」の期間中の早期に達成できるよう取り組むこととされています。

(3) こどもの居場所づくりに関する指針（令和 5 年 12 月閣議決定）

すべてのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験活動、外遊びの機会に接し、将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で成長する「こどもまんなか」な居場所づくりを目指すものです。こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進していくための政策上の根拠となるもので、指針に書かれている内容を基に、全国でこどもの居場所づくりを推進することが掲げられています。

(4) 放課後児童対策パッケージ 2025（令和 6 年 12 月策定）

新・放課後子ども総合プランで掲げられた 152 万人の受け皿の整備目標達成が困難な状況の中、喫緊の課題である全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所を拡充することを目指し、令和 5 年度から令和 6 年度に取り組むべき内容を取りまとめた「放課後児童対策パッケージ」に基づく取組が実施されてきました。また、当該施策を進める中で浮かび上がってきた課題等を踏まえ、令和 6 年度から令和 7 年度に集中的に取り組むべき内容が「放課後児童対策パッケージ 2025」として取りまとめられました。

第2章 基本方針の概要

1. 基本方針策定の目的

(1) 小学校区ごとの特性を踏まえた放課後児童クラブの展開

小学校区ごとの放課後児童クラブの利用状況や特性を丁寧に分析し、地域の利用ニーズに応じた適正な定員数を確保するとともに、その特性に合わせた運営体制の構築を推進します。

また、地域特有の課題や強みを踏まえた柔軟な対応を行い、すべてのこどもが安全で充実した時間を過ごせる放課後児童クラブを展開します。

(2) 公立学童保育室の統合・移設に向けた方針と基本構想の策定

本市における公共施設の再配置の方針を示す「本庄市公共施設等総合管理計画（ハコモノ編）」において、統合・移設が予定されている公立学童保育室について、施設整備に係る方針と基本構想の作成につなげます。

(3) 総合的な放課後児童対策の推進

地域の実情や利用者、関係者との意見交換等を通じて、すべてのこどもが自主性や社会性・創造性を育むことができるよう、総合的な放課後児童対策の推進を目指します。

2. 基本方針の位置づけ

本市では、令和7年3月に策定した「本庄市こども計画」に基づき、放課後児童クラブや放課後子供教室などの放課後児童対策を推進していますが、本基本方針は、本市における放課後児童対策の今後の方向性を示すもので、「本庄市こども計画」に関連する方針として位置づけ、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図りつつ相互に連携・一体的に推進し、本基本方針に沿った施策を展開することで、さらなる放課後児童対策の推進を図るものです。

なお、時勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本基本方針の見直しを随時行うものとします。

第3章 本庄市の放課後児童対策の実施状況

1. 放課後児童クラブ

(1) 実施状況

本市の放課後児童クラブは、令和7年度において、公設公営4箇所、民間委託18箇所で開催しています。

放課後児童クラブの登録児童数は増加傾向にあり、利用ニーズの高まりがうかがえます。直近では、放課後児童クラブの設置数自体に変動はないものの、定員の弾力的な運用によって増加する利用ニーズへの対応を図っています。

また、年度当初には、特定の小学校区において待機児童が発生するケースが断続的に見られるが、長期休業期間後には解消される傾向があります。

■放課後児童クラブの実施状況■

種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
設置数 (合計)	箇所	22	22	22	22	22
	公立	4	4	4	4	4
	民間	18	18	18	18	18
定員数	人	930	954	949	959	967
登録児童数	人	925	923	988	1,025	1,000
利用率	%	99.5	96.8	104.1	106.9	103.4
待機児童数	人	0	14	21	16	0

(各年5月1日時点)

(2) 設備運営基準

本市では、「本庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に、施設の専用区画や職員配置、衛生管理などに関する基準が規定されています。

この条例に基づき、児童が明るく衛生的な環境において心身ともに健やかに育成されることを保障し、保護者が安心して働き続けるよう支援することを目的として、放課後児童クラブが運営されています。

(3) 児童数と登録児童数の推移

小学校全体の児童数は、令和3年度は3,696人であるのに対し令和7年度には3,459人と237人減少していますが、一方で、登録児童数は増加傾向にあります。低学年の登録率が高く、共働き家庭などの増加による利用ニーズの拡大を背景に、放課後児童クラブの利用ニーズが年々高まっています。

■児童数・登録児童数の推移■

学年	種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1年生	児童数	人	582	584	551	616	527
	登録児童数	人	259	267	288	294	261
	登録率	%	44.5	45.7	52.3	47.7	49.5
2年生	児童数	人	594	595	581	549	612
	登録児童数	人	227	244	263	259	274
	登録率	%	38.2	41.0	45.3	47.2	44.8
3年生	児童数	人	608	595	593	582	545
	登録児童数	人	211	192	211	227	218
	登録率	%	34.7	32.3	35.6	39.0	40.0
4年生	児童数	人	630	608	599	596	580
	登録児童数	人	132	132	134	139	142
	登録率	%	21.0	21.7	22.4	23.3	24.5
5年生	児童数	人	666	635	605	598	592
	登録児童数	人	62	67	73	66	77
	登録率	%	9.3	10.6	12.1	11.0	13.0
6年生	児童数	人	616	665	641	607	603
	登録児童数	人	34	21	19	40	28
	登録率	%	5.5	3.2	3.0	6.6	4.6
合計	児童数	人	3,696	3,682	3,570	3,548	3,459
	登録児童数	人	925	923	988	1,025	1,000
	登録率	%	25.0	25.1	27.7	28.9	28.9

(各年5月1日時点)

(4) 小学校区ごとの利用状況（本庄地区）

■児童数・登録児童数の推移■

小学校区	種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
本庄東	児童数	人	601	615	588	627	615
	登録児童数	人	117	113	121	139	139
	登録率	%	19.5	18.4	20.6	22.2	22.6
本庄西	児童数	人	271	273	265	262	269
	登録児童数	人	78	75	80	88	86
	登録率	%	28.8	27.5	30.2	33.6	32.0
藤田	児童数	人	91	85	85	84	82
	登録児童数	人	23	28	30	37	37
	登録率	%	25.3	32.9	35.3	44.0	45.1
仁手	児童数	人	59	60	55	45	47
	登録児童数	人	10	10	8	11	10
	登録率	%	16.9	16.7	14.5	24.4	21.3
旭	児童数	人	261	255	257	249	254
	登録児童数	人	68	68	77	68	67
	登録率	%	26.1	26.7	30.0	27.3	26.4
北泉	児童数	人	407	428	421	419	418
	登録児童数	人	125	116	132	155	168
	登録率	%	30.7	27.1	31.4	37.0	40.2
本庄南	児童数	人	442	449	429	407	386
	登録児童数	人	114	130	125	130	125
	登録率	%	25.8	29.0	29.1	31.9	32.4
中央	児童数	人	577	560	549	535	523
	登録児童数	人	127	129	144	140	138
	登録率	%	22.0	23.0	26.2	26.2	26.4

(各年5月1日時点)

(5) 小学校区ごとの利用状況（児玉地区）

■ 児童数・登録児童数の推移 ■

小学校区	種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児玉	児童数	人	460	449	441	453	429
	登録児童数	人	104	94	101	102	80
	登録率	%	22.6	20.9	22.9	22.5	18.6
金屋	児童数	人	241	237	223	222	201
	登録児童数	人	63	64	67	65	50
	登録率	%	26.1	27.0	30.0	29.3	24.9
秋平	児童数	人	108	100	100	91	87
	登録児童数	人	38	32	44	34	37
	登録率	%	35.2	32.0	44.0	37.4	42.5
共和	児童数	人	178	171	157	154	148
	登録児童数	人	58	64	59	56	63
	登録率	%	32.6	37.4	37.6	36.4	42.6

(各年5月1日時点)

2. 放課後子供教室

(1) 事業の概要

放課後子供教室は、少子化や核家族化の進行といったこどもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等にこどもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする事業です。

(2) 実施状況

本市では、公民館を会場に放課後子供教室として本庄市小学生学習支援事業「^{まな}学ぼう舎」を実施しており、地域の方と協働し、自主学習支援やスポーツ・自然・文化芸術体験等の多様な体験活動の機会を提供することによって、こどもたちの自主性や創造性を育むことを推進しています。

■実施箇所と参加者数の推移■

種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (※1)	
実施箇所	箇所	6	6	6	6	6	
実施回数 参加者数	本庄西	回	11	14	15	16	5
		延人数	112	154	174	154	73
	本庄南	回	12	14	14	16	5
		延人数	61	140	148	210	86
	仁手 (※2)	回	13	14	14	16	5
		延人数	195	251	222	167	56
	北泉	回	11	14	14	17	5
		延人数	72	143	202	288	77
	児玉	回	12	14	14	16	5
		延人数	147	119	145	190	80
	共和	回	12	14	15	17	5
		延人数	139	85	136	148	62

※1：実施回数・参加者数ともに令和7年9月1日時点。

※2：仁手会場については、令和5年度まで本庄東中学校で実施。

第4章 本庄市の放課後児童対策の現状と課題

1. 放課後児童クラブ

(1) 待機児童の現状

本市における待機児童について、年度当初に利用希望が集中し待機児童が発生する傾向がある一方で、夏季休業期間などの長期休業期間を過ぎると、利用者が減少し待機児童が解消される傾向があります。

待機児童対策として、令和6年度には本庄東中学校の多目的室を活用した放課後居場所緊急対策事業や日の出児童センターを活用したランドセル来館事業を実施し、待機児童の居場所を確保しました。また、夏季休業期間には、民間学童保育所において支援数を増設するなど、学童保育の提供を強化しました。

時期ごとの利用ニーズの変動が課題であり、既存施設の活用や民間学童保育所との連携強化、施設整備による支援数の増設などの取組に努める必要があります。

(2) 民間連携による柔軟な学童保育運営

待機児童の発生状況や、小学校区ごとの放課後児童クラブの児童数・登録児童数の推移を踏まえ、地域の利用ニーズに対応できる一定水準の施設整備と地域の特性に応じた柔軟な運営を図る必要があります。地域ごとの課題に対し、民間事業者との連携を通じて、適切な学童保育を実施することが求められます。

2. 公立学童保育室の統合・移設

(1) 公立学童保育室の統合・移設

本庄市公共施設等総合管理計画（ハコモノ編）では、前原学童保育室（前原児童センター内）を中央小学校敷地内に別棟として移転整備することについて、令和10年度の供用開始を目標に進めることが示されています。

また、日の出学童保育室（日の出児童センター内）と寿学童保育室、藤田学童保育室を統合し、本庄東小学校敷地内に別棟として移転整備することについて、本庄東中学校区の小学校の統合に合わせて、令和13年度の供用開始を目標に進めることが示されています。

さらに、学校規模の適正化を図るため、本庄西中学校区及び児玉中学校区において小学校の統合を検討していく方針も示されています。

これらの動向は、放課後児童クラブの運営にも影響を及ぼすものであり、地域住民や民間学童保育所及び小学校、関係団体等と十分に連携する必要があります。

(2) 新設の公立学童保育室の適正な運営

新設する公立学童保育室の規模や機能の整備については、別に定める構想で詳細を決定します。公立学童保育室の適正な運営を維持するためには、十分な人材の確保が重要であり、運営の効率化やサービス向上を目指し、民間委託や指定管理者制度の活用を検討することが求められています。

(3) こどもの意見を取り入れる手法の検討

新設する公立学童保育室を地域と調和した施設として整備するには、「こどもまんなか」の視点を大切にすることが重要です。こどもたちは地域の暮らしを直に体感しており、こどもたちの意見やアイデアを反映することで、その地域特有の風土や利用ニーズに合った施設づくりが可能になります。さらに、こどもが施設整備のプロセスに関与することで、地域コミュニティの一員としての意識を育み、地域とのつながりを深める橋渡し役となることも期待されます。

(4) 受益者負担の適正性の検証

新設する公立学童保育室の持続可能な運営を実現するためには、適正な保護者負担金の設定と、国や県の補助金等を活用した財源確保が不可欠です。安定したサービス提供を目指すために、受益者負担の適正性の検証が必要です。

3. 総合的な放課後児童対策

(1) 放課後子供教室

本市では、土曜日に「学^{まな}ぼう^や舎」を実施しているものの、こどもの放課後を対象とした取組は行われておらず、学びや遊びを含む多様な活動の場の提供が限定的になっています。

国はこれまで、すべてのこどもが放課後を安全・安心に過ごしながら、豊かな体験や多様な活動を行える環境整備を目指して取り組んでいます。その一環として、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の双方が連携して実施される形態を促進しており、地域の課題や利用ニーズに応じた柔軟な運営を目指すことが求められています。

放課後児童クラブと放課後子供教室が連携した事業を実施するにあたっては、人材の確保や活用、スペースや設備の活用、安全管理の統一、こども同士の交流調整など、効率的で効果的な運営が必要となることから、地域住民や保護者への情報提供と理解促進を図り、地域全体が一体となってこどもたちを支える体制を築くことが必要です。

第5章 基本方針

基本方針Ⅰ 持続可能な放課後児童クラブの推進

児童数や待機児童数の推移、保護者の働き方などを十分に分析した上で、放課後児童クラブの受け皿の確保を最優先に取り組みます。また、柔軟な運用や施設拡充により、地域の利用ニーズに対応した放課後環境の整備を計画的に進めます。

(1) 待機児童対策の推進

放課後児童クラブの受け皿整備は、本庄市こども計画に示した量の見込みと確保方策を基本とし、本庄市公共施設等総合管理計画（ハコモノ編）に基づく公立学童保育室の新設を確実に進め、提供体制を強化します。

また、児童数や地域の利用ニーズを的確に把握するための調査を実施し、民間事業者との連携により、定員数の弾力的な運用による受け入れ態勢の強化を継続します。

(2) 量的拡充の推進

新設する公立学童保育室が対象とする小学校区は、受け皿の整備に伴う潜在的な需要の増加が見込まれるため、在校生徒のおよそ4割程度の利用を想定します。あわせて、既存施設の受け入れ状況等を踏まえて、新設する公立学童保育室の整備を検討します。

また、既存施設が対象とする小学校区において、待機児童の発生状況やその見込みなどから、地域の利用ニーズが高い状況にある場合には、既存施設の受け入れ状況等を踏まえ、必要な確保方策を検討します。

(3) 時期的な利用ニーズへの対応

長期休業期間は利用ニーズが増加する時期であり、引き続き、民間学童保育所と連携して短期的な受け入れが可能な体制を継続し、個別の利用ニーズに対応した柔軟な運営を行います。

また、公立学童保育室では、長期休業期間に短期的な受け入れを可能とする体制づくりを目指します。

基本方針2 地域に根差した公立学童保育室の整備

本庄市公共施設等総合管理計画（ハコモノ編）に基づいて新設する公立学童保育室について、運営の効率化や公平性を確保し、地域に調和した施設を目指すとともに、すべてのこどもが安全で安心して過ごせる環境づくりを進めます。

また、こどもたちの声を丁寧に反映し、地域の利用ニーズに対応しながら、持続可能な学童保育体制の構築を図ります。

（1）安全・安心な学童保育室

新設する公立学童保育室は学校（校舎・敷地）内を活用することを基本とし、効率的なスペース利用によって量的拡充を図ります。また、すべてのこどもが支障なく施設で生活できる環境を整備する観点からバリアフリー化を推進します。さらに、災害時への備えや長期的な維持管理の観点から、安全性や耐久性の確保に努めるとともに、地域に調和する整備を行います。

（2）人材確保と適正な運営の維持

専門性のある支援員を確保し、効率的で安定した運営を維持するため、民間事業者への委託や指定管理者制度の活用を検討します。

また、適正な定員数の確保を目指し、地域社会とコミュニケーションを図りながら、小学校区ごとの放課後児童クラブのバランスを維持し、こどもだけでなく保護者や地域全体の満足度向上を目指します。

（3）こどもの意見の聴取

本庄市こども計画の理念に掲げる「こどもまんなか」のまちを実現するためにはこどもの意見を聴取し、こども施策に反映することが求められています。

放課後児童クラブは、こどもたちが主体となる場所であり、アンケートなどを通じてこどもたちの意見にしっかり耳を傾け、こどもたちの考えや希望を新設する公立学童保育室の設計等に反映させることで、学校や地域と調和した環境づくりを目指します。

（4）受益者負担の適正性の検証

受益者負担の公平性を確保するため、家庭への影響を考慮しつつ公費投入とのバランスを保ちながら、利用者の負担が適正な範囲となるよう利用料金制度の適正性を検証します。

基本方針3 総合的な放課後児童対策の推進

放課後児童クラブと放課後子供教室が連携し、放課後児童クラブ利用児童を含むすべてのこどもが参加できる環境を整え、安全かつ安心に過ごせる場を提供することを目指すことが重要です。

こどもたちが学校、放課後児童クラブ、放課後子供教室、自宅を安全に行き来できるような環境で、地域住民との関わりを深めながら、交流や選択肢を広げることで、豊かな人間性を育むことができるような環境整備を検討します。

また、学校敷地などを活用することで安全性を確保し、地域住民の参加を通じて、すべてのこどもに多様な体験や活動を提供する総合的な放課後児童対策の実施を検討します。

(1) 「校内交流型¹」による整備の検討

新設する公立学童保育室では、施設利用の効率化やこどもたちの交流促進、地域連携を目的に、放課後子供教室と連携した「校内交流型」の整備を検討します。

¹ 「校内交流型」… 放課後児童クラブの整備において、放課後児童クラブと放課後子供教室が連携し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるもののうち、同一小学校内等で両事業を実施しているもの。

第6章 本基本方針の推進に向けて

1. 本基本方針の円滑な実施

総合的な放課後児童対策を推進するためには、市役所内の関連部署が連携して事業内容を検討する体制の構築が不可欠です。放課後児童クラブと放課後子供教室は、それぞれ異なる対象や目的を持ちながらも、こどもの健全な育成を共通の目標としており、両者の連携による事業の効率化と効果向上が期待されます。

さらに、地域特性や多様な利用ニーズに応じた柔軟な運営を実現し、持続可能な施策を実現することで、本市が目指す「こどもまんなか」のまちを実現するため、市役所内の関連部署の連携を強化し、市として主体的に取り組んでまいります。